

入札公告

三原市が発注する次の工事について、条件付一般競争入札を実施しますので、三原市契約規則（平成17年規則第63号）第9条の規定により公告します。

なお、本件は三原市建設工事条件付一般競争入札実施要綱に基づき執行します。

また、広島県内の地方公共団体等が共同で運営する電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して開札までの手続きを行う電子入札案件であり、事務取扱は、三原市電子入札実施要領の適用があります。

令和5年1月4日

三原市長 岡田 吉弘

1 工 事 名	市営新宮沖住宅建設工事（電気設備工事）																									
2 工 事 場 所	三原市宮沖一丁目																									
3 建設工事の種類	電気工事																									
4 工 事 概 要	住棟 電灯動力設備工事、雷保護設備工事、 構内情報通信網設備工事、テレビ共同受信設備工事、 火災報知設備工事、構内配電線路工事、 構内通信線路工事、太陽光発電設備工事 集会所 電灯設備工事、構内情報通信網設備工事、 テレビ共同受信設備工事、火災報知設備工事																									
5 工 事 期 間	契約日の翌日から令和6年9月30日																									
6 予 定 価 格	151,666,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）																									
7 入札参加資格要件	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>①対象工事に係る業種について、建設業の許可を受けた営業所等の所在地</td> <td colspan="2">三原市内に本店を有する者又は三原市内に支店等を有し、入札・契約等の権限委任登録を行っている者</td> </tr> <tr> <td>②令和3・4年度三原市建設工事入札参加資格者として認定されている業種</td> <td colspan="2">電気工事</td> </tr> <tr> <td>③令和3・4年度三原市建設工事入札参加資格者として認定されている格付</td> <td colspan="2">A</td> </tr> <tr> <td>④施工実績</td> <td colspan="2">別紙1の（1）に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>⑤建設業の許可別</td> <td colspan="2">特定建設業の許可を受けている者</td> </tr> <tr> <td>⑥技術者</td> <td>対象工事に必要な技術者としての資格を有する者を監理技術者として専任で配置できる者</td> <td>入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者</td> </tr> <tr> <td>⑦その他</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・この工事には、調査基準価格を設定しています。（別紙2に記載のとおり） ・入札時に工事費内訳書の提出が必要です。 ・専任技術者証明書（建設業許可申請時・変更時含む。）の写しを提出してください。 ・現場代理人についても、社会保険証等の写しを提出してください。 </td> </tr> </table>		①対象工事に係る業種について、建設業の許可を受けた営業所等の所在地	三原市内に本店を有する者又は三原市内に支店等を有し、入札・契約等の権限委任登録を行っている者		②令和3・4年度三原市建設工事入札参加資格者として認定されている業種	電気工事		③令和3・4年度三原市建設工事入札参加資格者として認定されている格付	A		④施工実績	別紙1の（1）に記載のとおり		⑤建設業の許可別	特定建設業の許可を受けている者		⑥技術者	対象工事に必要な技術者としての資格を有する者を監理技術者として専任で配置できる者	入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者	⑦その他	<ul style="list-style-type: none"> ・この工事には、調査基準価格を設定しています。（別紙2に記載のとおり） ・入札時に工事費内訳書の提出が必要です。 ・専任技術者証明書（建設業許可申請時・変更時含む。）の写しを提出してください。 ・現場代理人についても、社会保険証等の写しを提出してください。 				
①対象工事に係る業種について、建設業の許可を受けた営業所等の所在地	三原市内に本店を有する者又は三原市内に支店等を有し、入札・契約等の権限委任登録を行っている者																									
②令和3・4年度三原市建設工事入札参加資格者として認定されている業種	電気工事																									
③令和3・4年度三原市建設工事入札参加資格者として認定されている格付	A																									
④施工実績	別紙1の（1）に記載のとおり																									
⑤建設業の許可別	特定建設業の許可を受けている者																									
⑥技術者	対象工事に必要な技術者としての資格を有する者を監理技術者として専任で配置できる者	入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者																								
⑦その他	<ul style="list-style-type: none"> ・この工事には、調査基準価格を設定しています。（別紙2に記載のとおり） ・入札時に工事費内訳書の提出が必要です。 ・専任技術者証明書（建設業許可申請時・変更時含む。）の写しを提出してください。 ・現場代理人についても、社会保険証等の写しを提出してください。 																									
8 提 出 書 類	条件付一般競争入札参加希望兼誓約書（様式第2号）、施工実績調書（様式第3号）および配置予定技術者の資格・施工実績調書（様式第4号）を電子入札システムにより提出してください。																									
9 契 約 保 証 金	必要とします。（別紙1の（2）に記載のとおり）																									
10開札までの日程	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>①入札参加希望書受付期間</td> <td colspan="2">令和5年1月4日（水）から令和5年1月20日（金）までのそれぞれ午前9時から午後5時まで（ただし、土・日曜日、祝日を除く。）</td> </tr> <tr> <td>②資格確認結果通知</td> <td colspan="2">令和5年1月23日（月）以降</td> </tr> <tr> <td>③質問書提出期限</td> <td colspan="2">令和5年1月20日（金）午後5時（メール送信後0848-67-6093に直ちに電話すること）</td> </tr> <tr> <td>④質問書提出先</td> <td colspan="2">財務部契約課（E-mail keiyaku@city.mihara.hiroshima.jp）</td> </tr> <tr> <td>⑤質問に対する回答期限及び方法</td> <td colspan="2">令和5年1月31日（火）三原市ホームページに掲載 回答準備ができたものから順次回答する。</td> </tr> <tr> <td>⑥入札書受付期間</td> <td colspan="2">令和5年2月1日（水）及び令和5年2月2日（木） 1日目は午前9時から午後5時、2日目は午前9時から午後4時</td> </tr> <tr> <td>⑦開札日時</td> <td colspan="2">令和5年2月3日（金）午前9時10分</td> </tr> <tr> <td>⑧開札場所</td> <td colspan="2">三原市役所本庁舎3階 会議室302</td> </tr> </table>		①入札参加希望書受付期間	令和5年1月4日（水）から令和5年1月20日（金）までのそれぞれ午前9時から午後5時まで（ただし、土・日曜日、祝日を除く。）		②資格確認結果通知	令和5年1月23日（月）以降		③質問書提出期限	令和5年1月20日（金）午後5時（メール送信後0848-67-6093に直ちに電話すること）		④質問書提出先	財務部契約課（E-mail keiyaku@city.mihara.hiroshima.jp）		⑤質問に対する回答期限及び方法	令和5年1月31日（火）三原市ホームページに掲載 回答準備ができたものから順次回答する。		⑥入札書受付期間	令和5年2月1日（水）及び令和5年2月2日（木） 1日目は午前9時から午後5時、2日目は午前9時から午後4時		⑦開札日時	令和5年2月3日（金）午前9時10分		⑧開札場所	三原市役所本庁舎3階 会議室302	
①入札参加希望書受付期間	令和5年1月4日（水）から令和5年1月20日（金）までのそれぞれ午前9時から午後5時まで（ただし、土・日曜日、祝日を除く。）																									
②資格確認結果通知	令和5年1月23日（月）以降																									
③質問書提出期限	令和5年1月20日（金）午後5時（メール送信後0848-67-6093に直ちに電話すること）																									
④質問書提出先	財務部契約課（E-mail keiyaku@city.mihara.hiroshima.jp）																									
⑤質問に対する回答期限及び方法	令和5年1月31日（火）三原市ホームページに掲載 回答準備ができたものから順次回答する。																									
⑥入札書受付期間	令和5年2月1日（水）及び令和5年2月2日（木） 1日目は午前9時から午後5時、2日目は午前9時から午後4時																									
⑦開札日時	令和5年2月3日（金）午前9時10分																									
⑧開札場所	三原市役所本庁舎3階 会議室302																									
11設計図書等	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>①閲覧期間</td> <td colspan="2">令和5年1月4日（水）から令和5年2月2日（木）まで</td> </tr> <tr> <td>②閲覧場所</td> <td colspan="2">三原市ホームページに掲載</td> </tr> </table>		①閲覧期間	令和5年1月4日（水）から令和5年2月2日（木）まで		②閲覧場所	三原市ホームページに掲載																			
①閲覧期間	令和5年1月4日（水）から令和5年2月2日（木）まで																									
②閲覧場所	三原市ホームページに掲載																									
12注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・三原市建設工事条件付一般競争入札公告の基本事項及び三原市電子入札実施要領を確認のうえ、三原市が定める入札条件・入札心得に従って下さい。 ・落札者は、対象工事に必要な技術者としての資格を有する者を配置し、現場代理人及び主任技術者届を提出してください。現場代理人及び技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限ります。技術者を配置することができない場合は、落札決定を取消すこととなります。 																									

別紙 1

市営新宮沖住宅建設工事（電気設備工事）について

(1) 「7 入札参加資格要件」について、次のとおり資格要件を求めます。

「④施工実績」について

平成 20 年 1 月 4 日から令和 5 年 1 月 3 日までに、元請又は共同企業体の代表者として、請負金額 1 億円以上の電気工事を完成、引渡した実績を有すること。

(入札参加希望時にコリンズの登録証明書や実績を証明できる書類の写しを添付すること)

(2) 契約保証金について

この契約について三原市議会の議決が得られる日までに、契約保証金として請負代金額の 10 分の 1 以上を納付することとします。

ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。なお、金融機関の保証を選択する場合は、保証債務履行請求期限を保証期間経過後 6 か月以上確保することとします。

(3) 仮契約の締結について

仮契約締結期間は、三原市が落札決定通知をした日から 5 日以内（ただし、土・日曜日、祝日を除く。）とします。

(4) その他

関連工事（市営新宮沖住宅建設工事（建築主体工事））の入札が中止になった場合、本工事の入札も中止することがあります。

この工事請負契約は、三原市議会の議決を要するものです。

問い合わせ先

〒723-8601 三原市港町三丁目 5 番 1 号

三原市財務部契約課契約係

(電話 0848-67-6093)

(FAX 0848-67-6450)

この建設工事に係る入札は、三原市低入札価格調査制度実施要綱（平成17年要綱第186号）に基づいて行います。

- 1 この建設工事に係る入札には、調査基準価格が設定されています。
調査基準価格は、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（昭和61年6月26日採択、令和4年3月4日最終改正）を準用し、「低入札価格調査制度運用基準（平成23年11月1日制定）」に基づき設定します。
- 2 調査基準価格を下回る入札（低価格入札）が行われた場合は、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、調査のうえ、後日落札者を決定します。
- 3 低価格入札者のうち最低の価格で入札した者であっても、低入札価格調査制度運用基準（平成23年11月1日制定）5に示す工事費総額失格基準価格を下回る場合や、必要な調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると判断したときは落札者となれません。
- 4 低価格入札が行われた場合は、入札者は、この調査に協力をしなければなりません。
- 5 低入札価格調査を経て契約する建設工事にあつては、専任の主任技術者又は監理技術者とは別に、同等の資格を有する技術者を専任で配置すること。
- 6 本工事の失格基準価格の算定は、三原市の「低入札価格調査制度運用基準」の別表の「工事の種類」のうち、「建築工事」の「建築（建築機械設備、建築電気設備を含む）」によるものとします。